

令和8年1月15日～2月10日 意見募集用

第二次

案

いすみ市子ども読書活動推進計画



いすみ市マスコットキャラクター「いすみん」



令和8年4月
いすみ市教育委員会

【目 次】

第1章 第二次計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	3
(1) 子どもの読書活動をとりまく状況と読書の意義	
(2) 国の動き	
(3) 県の動き	
2 第一次計画の成果と課題	5
(1) 第一次計画の達成状況	
(2) 成果および課題	
3 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の基本理念	8
4 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の基本方針	8
(1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	
(2) 図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築	
5 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の期間および対象	8
6 第二次計画に係る目標とする数値	10

第2章 具体的な取組

1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進	11
(1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進	
(2) 地域における発達段階に応じた取組の推進	
(3) 学校等における発達段階に応じた取組の推進	
(4) 情勢の変化への対応	
2 図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築	17
(1) 図書館の環境整備	
(2) 読書に親しみを持つ機会の提供	
(3) 連携体制の構築	
(4) 普及・啓発活動	
第3章 まとめ	23

【資料】

◇子ども読書活動の推進に関する法律 (P 24)

◇いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 (P 26)

◇いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員・部会員 (P 28)

◇いすみ市図書館について (P 29)

◇市内の読書状況 (P 30)

- ・いすみ市公民館図書室利用状況
- ・いすみ市公民館図書室年齢別利用状況

◇社会教育調査【読書活動】の結果より (P 31)

◇「いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査」より (P 33)

【推進計画で多く使用される言葉と意味】

子ども	0歳からおおむね18歳以下の者（乳幼児、児童、生徒）
読書	デジタル機器による読書も含む
保育所等	保育所、こども園、児童館、子育て支援センター
学校等	児童館、保育所、こども園、小学校、中学校
学校図書館	小・中学校に設置されている図書館 ※学校図書館法第3条
学校司書	学校図書館の職務に従事する職員
司書教諭	学校図書館の専門的業務にあたる教諭
公民館図書室	市内2公民館に設置された図書室

第1章 第二次計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

(1) 子どもの読書活動を取り巻く状況と読書の意義

いすみ市では、令和3年に「いすみ市子ども読書活動推進計画」を策定し、令和7年度をもっておおむね5年の計画期間を終了します。

この間に、子どもの読書活動を取り巻く状況は、大きく変化しました。情報通信機器が急速に発達・普及し、学校においても「GIGAスクール構想」に基づいてICT環境の整備が進み、児童生徒の1人1台端末が実現しました。それにともない、従来、学校図書館で紙の本を開いて取り組んでいた「調べ学習」は、教室で端末を用いて行う形を中心となりました。また、子どもの余暇の過ごし方として、SNSによるコミュニケーションや、動画視聴等の占める時間が著しく増大しました。そして、「ChatGPT」に代表される生成AIの急激な進化は、社会の在り方を大きく変え、子どもの感性や思考力の発達にも影響を与えると考えられます。

このような社会的背景の下、本市では、令和8年7月に初の市立図書館が開館します。社会情勢がどう変化しようとも、子どもにとっての読書の意義は普遍です。子どもの頃から読書に親しむことは、語彙や知識を広げるだけでなく、本から得た感動や興味によって感性や表現力を豊かにし、論理的思考力や判断力を育んで、子どもたちが健やかに育つための大きな力となります。

子どもの成長過程において、本と結んでくれる大人に出会い、自分にとってのかけがえのない一冊に巡り会うことは、一生の宝になります。子どもたちの生涯にわたるウェルビーイング向上のためには、より良い読書環境の整備がとても大切です。いすみ市では、国・県の状況をふまえながら、「いすみ市図書館」を中心に市全体が連携して、子どもにとってのより良い読書習慣を育む「第二次いすみ市子ども読書活動推進計画」を策定します。

(2) 国の動き

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）をふまえ、令和4年に第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を、令和5年に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

第四次基本計画の成果と課題として、図書館や学校司書配置校の数が増加し、環境整備が充実する反面、図書館における児童用図書の貸出冊数や、全校一斉の読書活動を行う学校の割合の減少が示されました。また、小・中・高いいずれの学校種においても、不読率の数値目標は未達成でした。

そこで、第五次基本計画の基本の方針として「不読率の低減」をめざし、「就学前からの読み聞かせ等の促進」「探究的な学習活動等での図書館等の活用促進」が示されました。また「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」が示されています。

具体的な方策として、地域における子どもの読書活動の推進主体として、図書館に焦点を当て、「図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもが親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携し体験活動等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れることとしています。

(3) 県の動き

千葉県においては、令和7年10月に「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」が策定されました（計画期間はおおむね5か年）。

第四次計画における成果として、「不読率の減少傾向」、「学校図書館の整備の充実」、「セカンドブック事業の広まり」が挙げられています。また課題として、「不読率減少の維持」、「様々な主体との連携・協力の停滞」等が挙げられています。

県は、第五次計画の特色として、以下を示しています。

千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の特色 『不読率の低減』と『子どもの視点に立った読書活動の推進』

＜第五次計画 新たな取組＞

- 子どもの意見聴取の機会
- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進
- 多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備
- 人材育成（司書及び司書補等の資質・能力等の向上）

また市町村行政においては、「ブックスタート事業に続く、セカンドブック・サードブック事業（主に中学1年生を対象とする）の実施」、「図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書活動について協議する機会の設置」が求められています。

県の計画を受け、いすみ市では令和8年度より、中学校1年生を対象としたサードブック事業を開始します。また、市図書館司書による学校訪問や教職員を対象とした学校図書館運営等に関する研修を実施します。

2 第一次計画の成果と課題

(1) 第一次計画の達成状況 (○は達成 ▼は未達成)

目標	評価指標	調査対象	R元年度	目標(R7)	実際(R7)	達成
子ども の読書 への関 心を高 める	①読書の好きな 子どもの割合	小6	75.7%	80.0%	80.2%	○
		中3	80.1%	85.0%	74.5%	▼
	②年齢別 「としょ利用カ ード」登録率	6歳以下	2.9%	13.0%	7.2%	▼
		7~9歳	11.3%	21.0%	12.4%	▼
		10~12歳	19.1%	29.0%	12.3%	▼
		13~15歳	19.0%	29.0%	18.4%	▼
		16~18歳	20.0%	30.0%	22.7%	▼
		おおむね3歳か ら小学校入学前	未実施	実施	実施	○
読書環 境の整 備と 連携体 制の 構築を 進める	④優秀・優良学 校図書館の学校 の割合	優秀	小	0%	66.6%	0%
			中	33.3%	66.6%	0%
		優良	小	77.7%	100%	77.7%
			中	33.3%	66.6%	100%
	⑤公民館図書室 と連携してい る学校の割合	小学校	22.2%	100%	22.2%	▼
		中学校	33.3%	100%	0%	▼
	⑥公民館図書室 におけるボランテ ィアの登録者数	49人		60人	0人	▼
		保育所(園)	100%	100%	81.8%	▼
		児童館	100%	100%	66.7%	▼
		小学校	100%	100%	77.8%	▼
		中学校	0%	100%	0%	▼

①全国学力・学習状況調査（令和元年度）・千葉県社会教育調査（令和7年度調査実施）

②いすみ市図書情報システムによる統計 ③⑤⑥千葉県社会教育調査（令和元年度）および第二次い
すみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査（令和7年度調査実施）

④千葉県学習指導課調査 ⑦いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査

千葉県社会教育調査【読書活動】および

第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査結果より（令和7年度調査実施）

	不読率 (一か月に一冊も読まない)	授業以外読書しない	学校図書館の生徒一人 あたり年間貸出冊数
小学校	7.0% (県 13.1%) (R4国 6.4%)	7.6% (R元いすみ市 3.4%)	平均 30.4 冊 最少 : 3 冊 最大 : 120 冊
中学校	35.7% (県 14.5%) (R4国 18.6%)	27.6% (R元いすみ市 23.4%)	平均 1.2 冊 最少 : 0.6 冊 最大 : 2 冊

(2) 成果および課題

第一次計画における数値目標については、残念ながら多くの項目で未達成となっています。公民館図書室が中心となって取り組んだセカンドブック事業については、令和5年度から順調に実施されています。しかし、学校における公民館図書室との連携や、ボランティアの受け入れについては、計画開始時の令和3年度よりも後退しています。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症対策による公民館図書室・学校図書館の休館をきっかけとした、本を借りる機会の減少、ボランティアの高齢化による人材不足、1人1台端末導入により、本を読む時間が端末で情報を得る時間に変わったこと等が考えられます。国の「令和4年度子どもの読書活動の推進に関する有識者会議発表資料」でも、新型コロナウイルス感染症の影響による「不読率」（1か月の間に1冊も本を読まない児童生徒の割合）の上昇が示されています。

ア 保育所（園）等およびセカンドブック事業の成果と課題

「第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査（令和7年6月実施）」（※P7・P32参照）結果では、ボランティアによる活動割合は減少したものの、職員による「読み聞かせ」「紙芝居」がほぼ毎日行われています。また、セカンドブック事業については、「親子が対話するきっかけとなる」「親子で一冊を選ぶ機会となり、本が届くまで楽しみにしている子も多い」「保護者も喜んでいる事業である」等職員から好評を得ており、「家読（うちどく）」の入り口としての事業目的が達成されていると考えられます。今後は、保護者への読書啓発活動に、市図書館と連携していく取り組むことが必要と考えられます。

イ 学校（小中学校）の成果と課題

「読書の好きな子どもの割合」について、小学校は目標の80.0%を達成しています。中学校については、令和元年度の80.1%から、74.5%と、5.6%低下しています。また「不読率」については、いすみ市の中学生においては、35.7%（令和7年度調査）と、国の18.6%（令和4年度調査）を大きく上回る結果となりました。「読書が好きな生徒」の割合の減少、学校図書館における一人あたりの貸出冊数の少なさなど、中学校段階における読書活動推進が本市の課題であると考えられます。市図書館との連携および市図書館司書の学校図書館への派遣・指導等の取組をとおし、改善を図っていきます。

ウ 行政の成果と課題

ブックスタート事業については、平成 24 年から 10 年以上継続しています。乳児健康診査の際のボランティアによる読み聞かせはコロナ禍以降中止となっていますが、今後、市図書館の開館にともない、さらに事業を継続・充実させていきます。

子どもの「としょ利用登録カード」登録率については、令和元年度から低い状態にとどまっています。令和元年度と 7 年度を比較すると、6 歳以下の子どもの登録率が 4.3% 上昇している一方、10~12 歳では 6.8% 低下しています。新型コロナウイルス感染症対策にともなう図書室の休館等の影響が考えられます。市図書館開館に合わせ、市内すべての子どもが登録できる取組を実施していきます。

ボランティアの活動については、コロナ禍以降、公民館図書室への登録者は 0 となってしまいました。各保育所や小学校が各自で地域のボランティアに活動を依頼している状況です。また、高齢化による活動の中止・縮小が大きな課題です。今後、ボランティア人材を市図書館で登録し、人材発掘・育成に取り組んでいきます。

第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査【保育所(園)・児童館等対象】結果より

	保育所(園)（11 施設）	児童館・子育て支援センター(3 施設)
平均蔵書（児童書）数	335 冊	1,475 冊
読書に関わる活動の実施	素話：5 施設 読み聞かせ：10 施設 ブックトーク：5 施設 紙芝居：11 施設 ハーネシアター：11 施設	読み聞かせ：3 施設 紙芝居：3 施設 ハーネシアター：3 施設
ボランティア活動の実施	9 施設	2 施設
保護者への読書啓発の実施	2 施設	2 施設

第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査【小中学校対象】結果より

	小学校（9 校）	中学校（3 校）
全校一斉読書を実施	8 校	2 校
読み聞かせを実施	9 校	0 校
学校図書の年間貸出総数	22,950 冊	850 冊
保護者への読書啓発の実施	8 校	0 校
教職員研修の実施	4 校	0 校
地域交流の実施	1 校	0 校

3 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の基本理念

「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」

上記の第一次計画における理念は、読書活動の普遍の意義を述べたものです。第二次計画においても、本理念に基づき読書活動推進に取り組みます。

4 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の基本方針

(1) 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。子どもの発達段階に応じて、本とつながるきっかけを積極的につくることを推進し、「本を見たい」「本を読みたい」「本で調べてみたい」と読書への関心が高まるよう努めます。

(2) 図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築

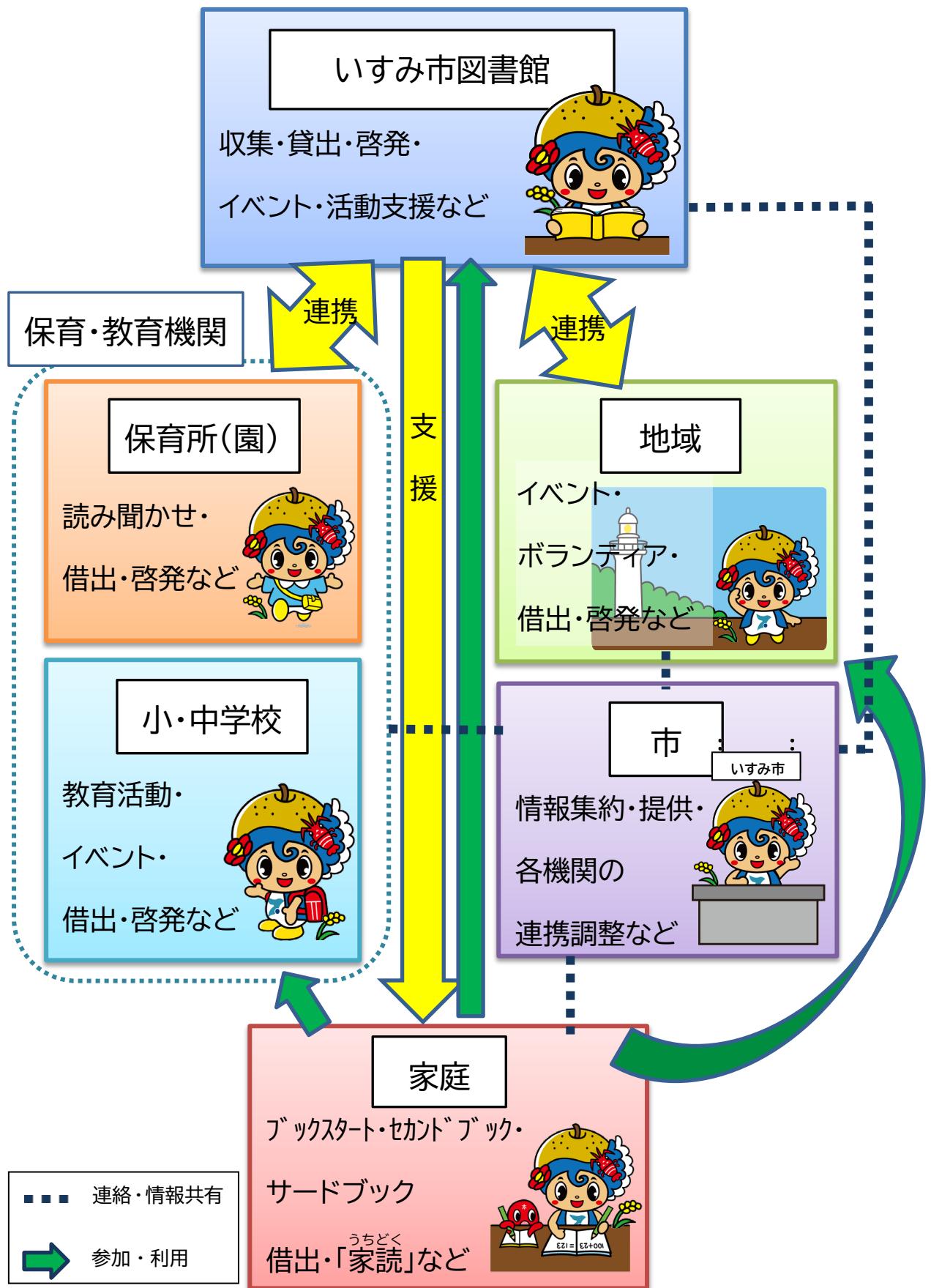
いすみ市図書館が読書活動推進の中心となり、子どもを育む各機関との連携を図りながら、第二次計画の実現に向けて取り組みます。図書館が、すべての子どもたちにとって安心・安全に過ごせる身近な居場所だと感じられるよう、子どもたちの心身の成長に寄り添う環境づくりを行います。

5 第二次いすみ市子ども読書活動推進計画の期間および対象

国および県の動向および本市の状況をふまえ、第二次計画の期間および対象を以下とします。

計画の期間	令和8年度からおおむね5年
計画の対象	おおむね18歳以下の子ども

〈図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築〉



6 第二次計画に係る目標とする数値

本計画の目標とする数値を下表のとおり定めます。

おおむね 5 年を計画期間としていることから、令和 12 年度を目標年度とします。

目標	評価指標	調査対象	R7 年度	目標 (R12)
子どもの読書への関心を高める	①読書の好きな子ども の割合	小6	80.2%	85.0%
		中3	74.5%	85.0%
	②不読率	小学校	7.0%	7.0%
		中学校	35.7%	18.0%
	③年齢別 「としょ利用カード」 登録率	6歳以下	7.2%	50.0%
		7~9歳	12.4%	100.0%
		10~12歳	12.3%	100.0%
		13~15歳	18.4%	100.0%
		16~18歳	22.7%	100.0%
読書環境の整備と連携体制の構築を進める	④サードブック事業の実施	中1	未実施	実施
	⑤市図書館（公民館図書室）と連携している学校の割合	小学校	22.2%	100.0%
		中学校	0%	100.0%
	⑥司書と連携している学校の割合	小学校		100.0%
		中学校		100.0%
	⑦保護者や地域住民による読書に関するボランティア活動を取り入れている学校等の割合	保育所(園)	81.8%	100.0%
		児童館	66.7%	100.0%
		小学校	77.8%	100.0%
		中学校	0%	100.0%

①②千葉県社会教育調査（令和 7 年度調査実施）

③いすみ市図書情報システムによる統計

④⑤⑥第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査（令和 7 年度調査実施）



第2章 具体的な取組

1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進

(1) 家庭における発達段階に応じた取組の推進

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されます。子どもにとって最も身近な存在である保護者が、乳幼児期から発達段階に応じて、読書活動の機会の充実・習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

しかし今日、家庭のあり方や子どもの状況は多様化が進んでいます。図書館、学校、ボランティア等の様々な機関が連携・協力して必要な支援を行い、家庭における読書活動を支えていきます。

ア 家庭読書「家読」（うちどく）を充実させる取組

本を介して家族の絆を深める「家読」（うちどく）を充実させるために、家庭における読書活動の参考となる取組を行います。読み聞かせ会や、わらべうたに親しむ活動など、親子で参加できるイベントを開催します。また、保護者を対象とした家庭教育に関する講座を開設したり、「家読」に関する情報発信を行ったりしていきます。

本を読まない子どもの周囲には、読書習慣のない大人がいるといわれます。保護者が子どもと読書の楽しさを分かちあい、家族で本に親しむ機会をもてるよう支援していきます。

イ ブックスタート事業・セカンドブック事業の継続

生涯にわたる読書習慣を身につける上で、乳幼児期の本とのふれあいはとても大切です。

生後半年の赤ちゃんに、絵本を市からプレゼントするブックスタート事業、小学校に入学する前年の子どもたちに、選書リストの中から好きな本を選んでもらい、一人1冊ずつプレゼントするセカンドブック事業を、引き続き継続していきます。

絵本を介して赤ちゃんと愛情をもって触れあったり、親子で一緒に本を楽しんで読んだりする家庭読書「家読」の入口となる取組として、市図書館の事業として充実を図りながら実施します。

ウ サードブック事業の開始

中学生の不読率を低減させるために、中学校1年生を対象としたサードブック事業を令和8年度より開始します。親子で一緒に本を選ぶセカンドブック事業に続き、サードブック事業では、生徒自身が選書リストから自分の好きな1冊を選びます。本を選ぶ楽しみや、

本に触れるきっかけを提供することで、本から遠ざかりはじめる年代の子どもたちを、再び読書活動に呼び戻します。

本を選ぶ活動をとおして、自分自身の好きなことや興味のあることに気づくことは、子どもたちの生涯にわたるウェルビーイングの向上につながります。第二次計画では、サードブック事業をはじめとし、中学生以上の子どもたちの読書活動の活性化を推進します。

(2) 地域における発達段階に応じた取組の推進

国は、地域における子どもの読書活動の推進主体として、図書館に焦点を当てています。本市では、令和8年に本市初の図書館が開館することから、図書館を中心とした読書活動の推進については、次節「2 図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築」で述べていきます。

ア ボランティア意義の再確認と新たな人材の育成

保育所（園）や児童館等、小学校での読み聞かせなど、ボランティアによる活動が、子どもと本をつなぐ大きな力となっています。地域ボランティアの人々に、「読書を支える人」としての重要性を再認識してもらい、子どもの健やかな成長を見守り応援する地域の大きな力となっていただきます。

いっぽう、少子高齢化が進む本市においては、ボランティアの高齢化と、それにともなう活動の縮小が課題です。コロナ禍以降、活動を停止した団体も多いため、新たな人材の発掘と育成が急務です。市内のボランティア団体の活動状況を把握し、活動をスムーズに進めるための機会や場所の提供を行ったり、絵本専門士等の専門家による研修機会を設けたりしていきます。

イ 民間団体の取組の促進

本市では、近年、民間の団体による本に関する活動が盛んになっています。地域の書籍や古本を販売するイベントが定期的に開かれたり、民間の図書室等が地域の人々の憩いの場となっていました。読書に親しむ機会を提供する団体相互間のネットワークを構築し、活動を周知することで、民間による活動の促進を図ります。

(3) 学校等における発達段階に応じた取組の推進

学校等では、子どもが読書に親しみ、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的、継続的な教育活動全体を通じた読書活動を推進します。

ア 保育所（園）における取組の推進

・本のあるスペースの確保

保育所（園）の本のあるスペースを充実させ、子どもが手を伸ばせば自分の好きな本を取れる環境を整備し、本が好きな子どもを増やすよう働きかけます。

・保育士による働きかけ

読書習慣を身に付ける上でとても大切な時期の子どもたちを預かる保育所（園）は、読書が子どもの健やかな成長に大きな影響を与えることから、家庭と並んでその責任が大きいことを十分に理解し、積極的に子どもたちの読書推進のための働きかけを行います。

日常的に本の楽しさを伝えられる場であることから、保育士による絵本や紙芝居の読み聞かせなどを今以上に行うとともに、保育士に研修を推奨するなどして、読書の重要性を再認識して活動を充実させます。

・ボランティアの受入れ

ボランティアの読み聞かせを積極的に受入れ、子どもたちが地域の大人や異年齢交流で小中高校生とも触れ合い、絵本やおはなし、紙芝居に親しむ時間を多くつくります。

また、読み聞かせ以外にも本の修理や蔵書の管理、読書環境整備等を行うボランティアの力を借り、保育所（園）、家庭、地域が連携して、図書の整備・充実を図ります。

・保護者啓発

保護者に対して行事や「おたより」など、機会あるごとに家庭での読み聞かせの意義を伝え、読書の楽しさを積極的に子どもに伝えていくことの大切さを啓発します。

イ 児童館・子育て支援センターにおける取組の推進

・読書支援

児童館や子育て支援センターは、子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設ですが、子どもたちや親子に向けて読書の大切さを伝え、本に親しむ機会を提供できる重要な場所でもあります。今後はさらに、おはなし会や読み聞かせなどの読書活動や、本の修理や蔵書の管理を行うボランティアの受入れによって読書支援を行い、保育所（園）等や市図書館、公民館図書室とも連携して本を巡回させ、新鮮な良書の配置を心がけます。

ウ 小学校・中学校における取組の推進

本市における子どもの読書活動の現状から、学校、特に中学校における読書活動を推進します。校長のリーダーシップのもと、司書教諭や研究主任が中心となり、すべての教職員が協力して、学校全体で読書活動を推進していく体制を充実させます。読書活動に関する年間指導計画については、学習指導要領をふまえた教科横断的な読書活動が行われるよう、見直しと充実を図っていきます。

・すべての子どもの居場所となる学校図書館づくり

今日、学校図書館は読書や学習の場であるだけでなく、「一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得る」（「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」）、子どもにとって学校生活の拠点となる場です。物的・人的資源の充実を図り、子どもの成長を支えていきます。

第一に、「人のいる学校図書館」の実現を目指します。学校図書館には、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。市図書館の司書派遣や、ボランティアの活用をとおして、実現を図ります。

第二に、蔵書の充実です。古い本を除籍し蔵書の鮮度を上げ、分類整理に努めます。選書にあたっては、図書委員をはじめとした子どもの意見を取り入れながら、市図書館司書のアドバイス等も取り入れていきます。また、学校の「情報センター」として機能するために、新聞や地域資料の配備に努めます。また、読書バリアフリーの推進として、デイジー図書等のアクセシブルな図書・教材の整備にも取り組みます。

学校図書館図書標準に照らした自己評価を行い、児童生徒の読書活動への意欲を向上させ、温かな居場所となる環境をつくります。

・読書習慣を身につけ、意欲を高める取組

教職員もふくめ、全校児童生徒が一斉読書に取り組む「朝読」については、廃止する学校が増加傾向にありますが、各学校の実態に合わせた読書習慣づくりを推進します。「読書週間」の設定や、「学級文庫」の充実、図書委員による「推薦本コーナー」の設置など、身近に本がある環境をつくります。子どもの意見聴取の機会を設け、児童生徒が主体的に読書活動に取り組む工夫を行うことで、読書意欲の向上を図ります。

・ボランティアの募集、協力体制の確立

小学校では、ほぼすべての学校で読み聞かせや紙芝居等のボランティアの活動を実施しています。中学校においては、今後、「人のいる学校図書館」の実現に向けて、ボランティアの活用を図っていきます。ボランティアの活動は読書推進に大きな意義があるものの、

高齢化等による人材不足に直面しています。ボランティア人材募集、保護者や地域団体との協力体制の確立にさらに努めていきます。

・校内研修体制の確立

読書推進に関する校内研修を実施している学校は、令和7年度調査では全校の三分の一にとどまっています。市図書館司書による研修を実施し、学校図書館の在り方や授業においての学校図書館の活用方法の研究、連携についての共通理解等を図ります。

・「家読」を推進する保護者への啓発

「学校だより」「PTAだより」、千葉県教育委員会発行の読書啓発リーフレット「図書館司書が選んだ『子どもに読んでほしい本100選』」等を保護者に配布し、「家読」の啓発を市内全校で実施します。

・読書活動をとおした地域との連携

ボランティア活動で、地域の高齢者に読み聞かせを依頼する取組が行われています。今後、市内各校のコミュニティ・スクールとしての取組に合わせて、読書活動をとおした地域連携を図ります。

(4) 情勢の変化への対応

社会の変化が急速に進み、複雑で予測困難となっている今日、子どもが自らの力で変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くためには、読書によって読解力や思考力、表現力等の力を培うことが、これまで以上に求められています。また、子どもの頃に読書の楽しさを味わうことは、生涯にわたるウェルビーイングの実現につながります。中央教育審議会の令和3年答申では、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」が打ち出されました。読書は、子ども一人一人の、その時々の気持ちに寄り添うことのできる活動です。すべての子どもが、読書の喜びを知ることができる取組を推進していきます。

ア 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍したり、「こどもの教室」等の通級指導を受けている児童生徒は、本市においても増加傾向にあります。また、日本語指導を必要とする子どもも増えています。すべての子どもたちの読書機会を確保するために、「読書バリアフリー法」および「千葉県読書バリアフリー推進計画」をふまえ、視覚によって読むこと等に困難がある子どもが利用しやすい書籍「アクセシブルな書籍」の充実を図ります。また、国や県のサービスを利用しやすい環境を整備していきます。

イ デジタル社会に対応した読書環境の整備

学校等においては、1人1台端末が整備され、子どもたちが電子書籍にアクセスしやすい環境が整っています。子どもたちの発達段階に合わせた電子書籍の整備や、国や県のサービスを誰でも利用できる環境づくりに努めます。また、市図書館と学校図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていきます。

ウ SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」社会を実現するために、17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画においても「目標4 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することをめざして取り組みます。



2 図書館を推進主体とした読書環境の整備と連携体制の構築

いすみ市図書館は、「つながる図書館」「つたえる図書館」「成長する図書館」「使いやすい図書館」「子どもに寄り添う図書館」の5つのコンセプトを基本方針としています。

「子どもに寄り添う図書館」として、図書館を安心・安全に過ごせる身近な居場所だと感じてもらいながら、子どもたちと読書の距離を縮める取組をすすめていきます。

(1) 図書館の環境整備

ア 児童図書室の充実

読書習慣を身につける上でもっとも大切な乳幼児期から児童までの子どもが、保護者とともに安心・安全に過ごせる図書室を整備します。外光が十分にとどく明るい読み聞かせスペースを設け授乳室を併設し、司書または図書館職員が常駐します。

蔵書については、長く読み継がれている名作に加え、新たに出版された本の中から、今を生きる子どもにふさわしい絵本や物語、最新の情報を知ることのできる本などを選定し、子どもと保護者が手に取りやすいよう配架します。

子どもが常にきれいな本を手に取れるよう、随時図書の修理・買い替えを行います。

イ 青少年図書室の充実

ヤングアダルト世代（おおむね13歳から18歳の子ども）向けの図書室を設け、学習室を併設し、主に中・高校生が利用しやすい環境を整備します。YA図書や厳選したコミックスをはじめ、興味・関心が多様化する世代のニーズに幅ひろく応えられる蔵書の充実をめざします。

また、「何を読んだらよいかわからない」という子どものために、司書や職員が相談にのったり、様々なテーマの特集本スペースを設けたりするなど、選書の支援を行います。

ウ 多様な子どもたちが利用しやすい環境づくり

児童図書室にバリアフリートイレを設置し、障害のある子どもが利用しやすい環境整備を行います。

読むことに困難を感じる子どもでも手に取りやすい、布の絵本・さわる絵本や、大活字本、LLブック（わかりやすい文章とピクトグラム・絵・写真を組み合わせた本）、点字図書など、アクセシブルな書籍を配架します。くわえて、リーディングトラッカーや拡大鏡などの読書サポートツールを手に取りやすい場所に備えます。

また、「サピエ図書館」（視覚障害者総合ネットワーク）をはじめとする国や県のサービスとの連携を図り、読書バリアフリーをすすめています。同時に、日本語で読むことが苦手な子どもや、経済的な事情やヤングケアラーの状況にある等の理由で、家庭での読書が困難な子どもに対しても、市図書館の司書や職員が支援し、読書の楽しさを伝えます。

エ 図書館のDX(デジタルトランスフォーメーション)推進

・オンライン予約システムの導入

児童生徒が学校タブレット端末や、子ども自身のスマートフォン等から、図書館の蔵書を検索したり貸出予約をしたりすることができるオンラインサービスの導入をすすめています。

・電子書籍の活用

子どもたちの発達段階に合わせた電子書籍の活用について、必要に応じた整備に努めます。まず、県立図書館の電子書籍サービス『KinoDen』等、国や県と連携した取り組みをすすめます。

・地域の伝統資料のデジタル化と視聴環境の整備

いすみ市に伝わる郷土芸能や文化財、また民話の朗読をデジタル化して保存するとともに、子どもたちが視聴できる環境を整えます。貴重な郷土資料を保存するとともに、未来を担う子どもたちに継承し、郷土への誇りと愛着を育みます。

・ヴァーチャル朗読会の開催

図書館に実際に足を運ばなくてもオンラインで参加できる「ヴァーチャル朗読会」を開催します。声優が声を吹き込んだヴァーチャルキャラクターの朗読を聴いたり、子ども自身が自分の好きな物語等を朗読し、ヴァーチャルキャラクターに託して参加したりすることで、本にあまり興味がない子どもや、文字を読むことが苦手な子どもにもアプローチしていきます。

オ 子どもの意見を取り入れた読書環境の充実

「こども基本法」（令和4年法律第77号）では、子どもの意見を反映させていく取組の必要性を求めています。以下の取組等をとおして、子どもが主体的に読書に取り組める環境づくりを行います。

・アンケートによる意見の反映

子どもにアンケートを行い、選書や企画イベント等に反映させます。子ども自身に「自分の考え・意見が取り入れられている」という意識を持たせることで、読書への意欲を高めます。

・子ども司書講座の開設

子どもに司書業務を体験してもらい、家庭や学校において読書のリーダーとなる子どもを養成します。講座を修了した子ども司書の活躍の場を設け、読書意欲の継続を図ります。

・子どもによる子どものための選書支援

市内小中学校、県立高等学校の児童生徒による「おすすめ本」コーナーを設け、「読みたい本がわからない」という悩みに子どもの視点から応えられるようにします。また、読書新聞や読書ポスター、ポップ等を掲示し、子どもの視点に立った環境づくりを行います。その他にも、テーマに沿った「ブックセット」や「本の福袋」等の企画をとおして、子どもが子どものために選書の支援を行うシステムづくりに努めます。

(2) 読書に親しみをもつ機会の提供

ア 本を手に取る「きっかけづくりイベント」の開催

国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、「読書に興味のない子どもも含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努める。例えば、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子どもが親しみやすい分野の講座や展示会（中略）、体験活動等のイベントを実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れる」としています。そこで、主に以下のような取組をとおし、幼児期から本にふれる機会を作っていきます。

・図書館訪問と利用カード・「読書通帳」作成

市内小中学生全員を対象に、図書館の利用案内と利用カード作成、「読書通帳」作成の機会を設け、図書館に足を運ぶきっかけづくりを行います。

・おはなし会の定期開催

ストーリーテリングを中心とした年齢別のおはなし会を、定期的に開催します。おはなしの世界を想像して楽しむ経験をとおし、子どもを自主的な読書活動に導き、生涯にわたる読書習慣の基礎づくりとします。

・夏休み・冬休みの講座開設

児童生徒の長期休業に合わせ、郡市および県主催の科学工夫作品展や読書感想文コンクール、また「図書館を使った調べる学習コンクール」等にも対応できる講座を開設します。講座開設にあたっては県内の大学等と連携し、子どもの多様な興味に応じていきます。

・図書館の空間を活かしたイベント

子どもが自分の分身のように大切にしているぬいぐるみと、おはなし会に参加した後、ぬいぐるみだけが図書館に泊まる人気のイベント「ぬいぐるみお泊り会」や、季節にちなんだ子ども向けの怪談の読み聞かせの後、図書館を探検する「夜の図書館ツアー」、ハロウィンの衣装を着て参加する「ハロウィンおはなし会」など、図書館ならではの空間を活かすイベントを季節に合わせて開催します。

・「移動図書館車」による本の配達やPR

市内の各地域や、保育所（園）等、小中学校に本を配達する「移動図書館車」を定期的に運行し、図書館に足を運びにくい地域の子どもたちも、新鮮な本を手に取れるようにします。また、市内で行われる各種イベントにも参加し、読書習慣のない子どもたちが、気軽に本に触れる機会を増やします。

イ 市図書館の司書・職員による支援

司書または職員が、児童図書コーナーまたは青少年図書コーナーに常駐するように努め、子どもやその保護者の選書等の悩みに、すぐに支援ができるような体制を作ります。多様な子ども一人一人に対し、個別最適な読書環境が提供できるようにします。

（3）連携体制の構築

国は、図書館の取組として「他の社会教育施設、民間の関係団体等と連携」することとし、「地域の情報を集約し、様々な機関、団体等と連携・協力体制の構築を図る必要がある」としています。市図書館においても、教育機関、民間団体等と連携し、子ども読書推進のセンターとして機能します。

ア 公民館図書室等との連携

公民館図書室は、身近な読書活動を行う施設として機能しています。地域のボランティア等、多様な人々と連携・協力し、子どもの読書活動の機会を提供する取組の充実を図るとともに、市図書館のホームページで予約した図書を、公民館図書室で受け取り、返却することができるようになります。

イ 保育・教育機関との連携

・保育所（園）・児童館・子育て支援センター

保育所（園）の遠足等の機会に図書館を訪れてもらい、園児の来館に合わせた読み聞かせやイベントを開催します。

また、幼児向けの新刊図書の入荷や、おはなし会・イベント等の予定について、「図書館だより」等によって告知し、来館者を増やします。イベント等への参加申し込みについては、保育所（園）等を通して行うことができるようになります。

・小中学校

市図書館は、連携によって市内学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を支援・補完する役割を果たしていきます。

司書による学校図書館訪問および司書教諭への研修を実施し、学校図書館の環境改善や機能充実を行います。また、定期的に学習内容に応じた資料や予約図書について、各学校への配達・回収を行います。

図書館運営に子どもの意見を積極的に取り入れるために、アンケート等による選書リクエストや、図書委員児童生徒による「おすすめ本」コーナーの設置、子ども司書体験等を実施します。図書館での活動をとおして、子どもの「読書リーダー」の育成を図っていきます。

・夷隅郡内の県立高等学校との連携

高校生による読書ボランティア（例：大原高等学校「ハラコアラ」）等の活動を定期的に実施し、異年齢交流を促進します。また、イベント等への生徒参加を募ります。

・諸研究機関との連携

科学分野の開発・研究に携わる諸機関と連携し、先端科学事業に関する映像上映等を実施します。同時に関連する図書の紹介を行い、子どもの科学的好奇心を育みます。

ウ 地域との連携

地域の情報を集約し、子ども読書支援センターとしての機能を充実させ、読書活動を推進する民間団体等との連携や相談への対応を行います。

・ボランティア団体

読書ボランティアとして活動する団体や個人を把握し、ボランティアを希望する学校等につなげます。また、新たなボランティア人材の発掘、育成も本市の課題です。読書ボランティアに興味をもつ人を対象とした研修機会を設けたり、活動を支援する場所の提供を行ったりすることで、将来につながるボランティア人材の育成に取り組みます。

・民間団体等

読書活動を推進する民間団体等の活動やニーズを把握し、活動に必要な場の提供を行ったり、協働イベントの開催を行ったりすることで、地域全体の読書活動を活性化します。大人が本に親しむ姿を子どもたちが目にする機会を増やすことで、子どもたちの読書意欲を高めていきます。

・市内書店

令和6年4月に文部科学省より「書店・図書館等の連携による読書活動の推進について～書店・図書館等関係者における対話のまとめ～」および「図書館・書店等連携実践事例集」が示されました。本市においては、図書の購入において地元の書店に依頼する場合が多くありますが、今後は書店を通して利用者が求める本の傾向を一早く把握したり、協働イベントを開催したりすることで、地域書店の活性化を図っていきます。

エ 家庭との連携

家庭のあり方の多様化が進む今日、「家読」を充実させるためには、家庭との連携・支援が不可欠です。子どものいるすべての家庭との連携・支援を実現するために、ブックスタート事業・セカンドブック事業の取組を入口として、学校等と情報を共有しながら、市内の子どもの読書状況を把握することで、それぞれの家庭が必要とする読書支援に取り組んでいきます。

（4）普及・啓発活動

読書活動推進に関する国や県の様々な施策等の情報を集約し、地域全体に発信していきます。「図書館だより」や図書館ホームページ等をとおして普及・啓発活動を行います。

【「子ども読書の日」等における啓発】

- ・「子ども読書の日」（4月23日）
- ・「こども読書週間」（4月23日から5月12日まで）
- ・「文字・活字文化の日」（10月27日）
- ・「読書週間」（10月27日から11月9日まで）

第3章 まとめ

第二次計画期間の5年間で、子どもの読書活動をとりまく環境は、いっそう大きく変化していくと予想されます。子どもの読書への向き合い方は、「本が好きな子・よく読む子」と、「まったく読まない子」との差が、さらに広がっていくと考えられます。子どもの「読書体験格差」をいかに少なくしていくかが、第二次計画の中心課題です。

どんな時代にあっても「本を読むこと（本を読んでもらうこと）」の意義と喜びは普遍のものであり、特に子どもにとっての読書体験は、変化の激しい時代にあってこそ、子ども自身の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となるものです。

本計画では、読書離れが進む中学生への働きかけ、人が集い楽しみながら本に親しむ場としての図書館・学校図書館機能の充実、そして、地域の人や諸団体が有機的に結びつき、一体となって子どもの読書活動を支える方向性について示しました。次代をになう子どもたちが、読書活動をとおして、心豊かで創造力に富む社会人となり自らの人生を力強く歩めるよう、諸機関・団体との連携をいっそう強化しながら、本計画を着実に推進いたします。

【資料】

◇子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◇いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 いすみ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、いすみ市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の案の策定に関すること。
- (2) 推進計画に係る調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) いすみ市立小学校を代表する者
- (2) いすみ市立中学校を代表する者
- (3) いすみ市図書館のボランティアを代表する者
- (4) いすみ市社会教育委員を代表する者
- (5) いすみ市内の保育所、子ども園及び児童館を代表する者
- (6) いすみ市P T A連絡協議会会长
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により、委嘱され、又は任命された日から推進計画が策定される日までの間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長が決定するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(策定部会)

第7条 委員会に、推進計画の案の策定に係る専門的事項の調査、検討及び調整を行うため、策定部会を置き、策定部員6人をもって組織する。

2 策定部会員は、次に掲げる者を生涯学習課長が任命する。

- (1) 学校教育課指導主事等
- (2) 福祉課子育て支援課班長等
- (3) 生涯学習課夷隅公民館図書担当代表者
- (4) 生涯学習課大原公民館図書担当代表者
- (5) 生涯学習課岬公民館図書担当代表者
- (6) 生涯学習課課長補佐

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員】

委員名	団体名	区分
石橋 由江	市内小学校 夷隅小学校長	1号
鈴木 克則	市内中学校 大原中学校長	2号
川野邊 小百合	市内図書ボランティア	3号
莊司 和嘉子	市内図書ボランティア	3号
佐久間 藤恵	社会教育委員長	4号
西宮 千可	市内保育所（園） 東海保育所長	5号
本吉 祐一	市内PTA いすみ市PTA連絡協議会長	6号
三神 修	学校教育課長	7号
寺尾 和美	図書担当代表司書 生涯学習課主事	7号

[組織について：「いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」第3条による]

【第二次いすみ市子ども読書活動推進計画策定部会員】

委員名	団体名	区分
田中 憲生	学校教育課 学校教育指導員	1号
乾 智明	子育て支援課 保育班主査	2号
森 喜雄	夷隅公民館長	3号
内田 厚	大原公民館長	4号
平山 知子	岬公民館長	5号
所 一幸	生涯学習課 課長補佐	6号

[組織について：「いすみ市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」第7条による]

◇いすみ市図書館について

1 施設概要

所在地	床面積	蔵書数【うち児童書】	主な施設設備
いすみ市大原 7838 大原駅より 700m (循環バス停留所より 100m)	783m ²	62,599冊 【19,675冊】	児童図書コーナー・授乳室 青少年図書コーナー・学習室 成人図書コーナー・ラウンジ バリアフリートイレ・EV 他

2 基本方針

今まで図書館といえば、本を貸してくれるところというイメージを抱かれていた。しかし、図書館を取り巻く環境やライフスタイルの変化によって図書館に求められる姿は変化し、地域活性化、人々の生涯学習活動の拠点として位置づけられるようになってきた。

新しい図書館ではそのような変化に対応し、人々の生活に寄り添い、地域に必要とされる図書館となるため、次の5つのコンセプトを基本方針として提案する。

【つながる図書館】

図書館は誰でも利用することができ、多様な情報が集まる施設である。コミュニティ活動の拠点として図書館を介した交流の場やきっかけを提供することで、人と人、人と情報をつなげ、交流を活発化させていく。図書館側からも門戸を広げて積極的にコミュニケーションを重ねることによって、地域社会に溶け込み、つながっていく。

【つたえる図書館】

地域のコミュニティ活動の拠点となりえる図書館は、同時に、地域の歴史や文化を保存・継承する活動の拠点にもなりえる。その土地の歴史や文化は、地域に暮らす人々の手で守り伝えていくべきものである。その役目を支えるため、図書館では地域の歴史や文化に関する資料を積極的に収集・保存し提供するとともに、次世代を生きる人々に郷土への誇りや親近感を育み、受け継いでいく。

【成長する図書館】

図書館を取り巻く環境が日々変化する中、図書館が地域に貢献し人々から必要とされ続けるためには、利用者や地域のニーズにこたえて成長し、求められる以上のもの「+α」を提供していくことが不可欠である。利用者の好奇心を刺激し、新たに生まれた発想や価値観に応えていくことで、図書館と利用者が互いに影響を受けあい、ともに成長していく関係を構築していく。

【使いやすい図書館】

図書館の「使いやすさ」は立地や設備といった機能面だけでなく、提供するサービスによっても評価される。様々な角度から図書館について検討し、誰がどんな目的で来館しても使い勝手の良い、全ての利用者に満足を与えられる図書館を目指していく。

【子どもに寄り添う図書館】

読書は子どもたちの感性や情緒を育み、想像力を高める大切な行為である。子どもたちと読書の距離を縮めるため、また図書館を安心・安全に過ごせる身近な居場所だと感じてもらうため、子どもたちの心身の成長に寄り添う図書館を目指していく。

「いすみ市立図書館（仮称）の整備に向けた検討結果報告書（令和3年3月）」より

◇市内の読書状況

いすみ市公民館図書室利用状況（「千葉県の図書館 2021～2024」より）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	35,424人	34,648人	33,954人	33,378人
うち12歳以下	2,756人	2,626人	2,505人	2,384人
蔵書数 (うち児童向)	51,320冊 (15,759)	52,776冊 (15,999)	54,477冊 (16,694)	57,089冊 (17,657)
貸出登録者数 (うち12歳以下)	3,782人 (361)	3,994人 (358)	4,307人 (374)	4,570人 (356)
貸出総数：個人・団体 一人当たり個人貸 出冊数 (児童書個人貸出総数)	23,155冊・23冊 0.65冊/人 (6,018冊)	27,236冊・0冊 0.79冊/人 (8,033冊)	36,868冊・0冊 1.09冊/人 (13,336冊)	37,154冊・31冊 1.11冊/人 (13,303冊)
年間受入冊数 (うち児童向け)	2,123冊 (509冊)	1,831冊 (507冊)	2,519冊 (728冊)	2,657冊 (790冊)
図書購入費（円） 逐刊（円）	1,300千 246千	1,400千 274千	1,900千 244千	1,965千 398千
職員数(人)(専任・司書)	3.8(0・1)	3.8(0・1)	3.8(0・1)	3.8(0・1)

いすみ市公民館図書室年齢別利用状況（令和3年度と令和6年度比較）

年齢区分	年度	6歳以下		7～9歳		10～12歳		13～15歳		16～18歳	
※登録者数 (人)	R3	41		53		115		149		193	
	R6	43		73		81		134		170	
年齢別人口 (人)	R3	1,209		664		753		779		744	
	R6	954		620		678		758		761	
年齢人口別※ 登録率 %	R3	3.4		8.0		15.3		19.1		25.9	
	R6	4.5		11.8		11.9		17.7		22.3	
R3 貸出冊数 (冊)	男	854	581	839	64	367	104	107	1	84	9
	女		273		775		263		106		75
R6 貸出冊数 (冊)	男	1,168	829	2,207	1019	593	188	325	184	106	0
	女		339		1188		405		141		106
年齢別人口 一人当たり 年間貸出冊 数(冊)	R3	0.71		1.26		0.49		0.14		0.11	
	R6	1.22		3.56		0.87		0.43		0.14	

※登録者とは各公民館共通の「としょ利用カード」を取得している方。

◇社会教育調査【読書活動】の結果より

〈令和3年度と令和6年度の比較〉

【問1】公共図書館との連携について

小学校

単位：校

	資料の借入	定期連絡会	司書訪問	その他	連携なし
R3	3	0	0	0	6
R6	2	0	0	0	7

中学校

単位：校

	資料の借入	定期連絡会	司書訪問	その他	連携なし
R3	0	0	0	0	3
R6	0	0	0	0	3

【問2】図書ボランティアの活用状況について

小学校

単位：校

	配架・貸出	図書館整備	読み聞かせ	地域開放支援	その他	連携なし
R3	0	0	9	0	0	0
R6	0	1	5	0	0	3

中学校

単位：校

	配架・貸出	図書館整備	読み聞かせ	地域開放支援	その他	連携なし
R3	0	0	0	0	0	3
R6	0	0	0	0	0	3

【問3】「読書が好き」な児童・生徒の割合

(調査対象は市内小学校6年生・中学校3年生のそれぞれ1クラス)

小学校

単位：%

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
R3	35.9	40.9	13.1	10.1
R6	47.1	33.1	14.6	5.2

中学校

単位：%

	当てはまる	どちらかといえ ば当てはまる	どちらかといえば 当てはまらない	当てはまらない
R3	47.3	43.0	8.6	1.1
R6	35.7	38.8	19.4	6.1

〈令和6年度　※令和3年度は質問なし〉

**【問4】授業時間以外に、最近1か月間で読んだ本の冊数について
(電子書籍を含む)**

小学校

単位：%

	1冊もよまない	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上
R6	7.0	20.9	31.4	24.4	16.3

中学校

単位：%

	1冊もよまない	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上
R6	35.7	41.9	16.3	6.1	0

**【問5】授業時間以外に、最近1か月間で読んだ雑誌の冊数について
(電子書籍を含む)**

小学校

単位：%

	1冊もよまない	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上	無回答
R6	48.3	22.1	8.1	5.8	12.2	3.5

中学校

単位：%

	1冊もよまない	1～2冊	3～4冊	5～10冊	11冊以上	無回答
R6	73.4	19.4	5.1	2.1	0	0

**【問6】授業時間以外に、1日のうち読書をする時間について
(電子書籍を含む)**

小学校

単位：%

	全くしない	10分より未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
R6	7.6	12.8	43.6	24.4	11.6

中学校

単位：%

	全くしない	10分より未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
R6	27.6	17.3	38.8	11.2	5.1

◇ 「いすみ市子ども読書活動推進計画策定のための調査」より

「第二次いすみ市子どもの読書活動推進計画」策定に向け、市内保育所（園）、児童館、子育て支援センター、小学校及び中学校に読書活動（現況）調査を行いました。（令和7年6月実施）調査の記述による回答を以下に記載します。

【保育所（園）・児童館・子育て支援センターの回答】

ブックスタート事業・セカンドブック事業についての感想、意見

- ・年齢に合った絵本を選択して選べるところがとても良い。
- ・親子が対話するきっかけとなる。
- ・好きな絵本を選ぶことを通じて、読書活動に向けて言葉を学べ、想像力も豊かになるので、今後も進めてほしい。
- ・選書リストから親子で一冊を選ぶという活動をする機会となり、本が届くのを楽しみにしている子も多い。
- ・とても良い取組だと思うので、これからも続けてほしい。
- ・絵本に親しむ機会になり良いと思う。
- ・保護者も喜んでいる事業であり、親子のふれあいになりとても良いと思う。
- ・絵本を手に取り子どもとの時間を過ごすために必要な、とても良い事業だと思う。
- ・子どもと楽しめる絵本以外の本でも良いのではないか。
- ・本に親しむきっかけづくりとして大事だと思う。
- ・保育所をとおした申し込みにすると、申し込みが遅れてしまった家庭にも声掛けができるのでスムーズになるのでは？

子どもの読書活動推に関する意見

- ・移動図書館のようなものが子どもが集まるところに回って来たら喜ぶと思う。
- ・デジタル社会が進んでいるので、自ら読む、考える、楽しむなど、読書に対する意識を親子でもてるようになってほしい。
- ・座って落ち着いて話を聞くことが難しい子どもが増えているので、乳幼児期から家庭や保育所で絵本の読み聞かせなどをを行うことの大切さを、保護者に知らせてほしい。保育所でも知らせていきたい。
- ・保育所でも毎日読み聞かせ等を行っているが、ボランティアや関係機関と連携を取ることができればさらに推進していくと思う。
- ・親子共に絵本等から離れていく現状があるので、少しでも読書を体験できる機会を増やしていただきたい。園の方でも活動を進めたい。
- ・沢山の絵本と出会い、幅広い関心が持てるようにすることが大切だと思う。
- ・各公民館に図書室があることをたくさんの人人にアピールして、市民に知ってほしい。また、読みたい本が利用している図書室がないときは、他の図書館から取り寄せができることも知らない人が多いと思うので、あわせてアピールしてほしい。

【小・中学校の回答】

いすみ市図書館に期待する取組（教職員）
<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが読みたい本を選べるよう、図書館に本のリクエストボックスがあるとよいと思う。・本を読むだけでなく、学習の場として利用するために漢字辞典や国語辞典、国語の教科書の関連図書があればよいと思う。・司書による学校図書館訪問。学校図書のあり方を学ぶとともに、図書室管理の方法を学ぶことができる取組。廃棄図書の選別方法や電子化の方法など。図書館活用授業例の掲示や職員研修。学校図書館蔵書の選定。特設コーナーの設置。・国語科教科書の単元で必要な本を揃えて、学習期間中に貸し出してほしい。・読書フェスティバル（読み聞かせ、読書クイズ、スタンプラリー等）、読書に親しむ、楽しい読書のイベントがあるとよい。・学校への定期的な本の貸し出し・図書館での授業・夏休みの読書感想文指導。誰でも気軽に読書感想文の書き方がわかる講習会があるとよい。・大多喜図書館で行っている映画鑑賞会や紙芝居、読み聞かせ。・ネット環境が整っていて、個別の場所が確保できる場所がほしい。・学習できるスペースを広く用意してほしい。・スマホやアプリで本を予約したり、借りたりすることができるようにしてほしい。・たくさんの本をそろえてほしい。（子どもむけ、中学生向け、大人向け）・ネット上で蔵書検索ができるようにしてほしい。・机の他に、小さい子どもたちも使いやすいようにカーペットスペースがあると嬉しい。・各学校におすすめ図書の案内をいただけるとうれしい。・ワークショップ、オペレッタ等を開いてほしい。・学校との貸し出し連携・大多喜町のように、保護者がスマホ等で貸出し願いの要望を出して、各学校に個別配達サービスをしてくれるとうれしい。・読書通帳の作成（学校と図書館がリンク）・令和8年7月の市図書館の開館を楽しみにしている。子どもたちにとって魅力ある図書館にしてほしい。

いすみ市図書館に期待する取組（児童生徒）
<ul style="list-style-type: none">・読み聞かせイベント・本の多さ、種類の多さ。恋愛系の本などあまりないから種類をふやしてほしい。・机とイスの増加・勉強スペース・本のスタンプラリー・本を探しやすくしてほしい。読みたい本が気軽に探せるとよい。・床に座って読めるスペースがほしい。・マンガをたくさん置いてほしい。・学校でも図書館の本を借りられるようにしてほしい。

- ・イベントを開催して欲しい(読み聞かせ会、司書と一緒にPOPを作る、図書館探検ツアーア)
- ・学年ごとのお勧めコーナーがあると選書しやすい。
- ・人気の本を小まめに入荷して欲しい。
- ・児童によるコーナーの設置や、いろいろなイベントの企画をさせてほしい。
- ・障害のある人でも使いやすい図書館にしてほしい。
- ・読書感想文の指導をしてほしい。
- ・静かに過ごせて、誰にでも平等な平和な図書館にしてほしい。
- ・児童だけのコーナーを作つてほしい。
- ・学校にない本が読めるとうれしい。
- ・読みたい本、欲しい本のリクエストができると良い。
- ・新しい本を読みたい。
- ・図書の整理を一緒にしてほしい。
- ・〇〇コーナーなどの案を教えてほしい。
- ・生徒作成のPOPの掲示
- ・生徒作成のしおりの配付
- ・読書感想文交流会の開催
- ・漫画フェアの開催
- ・中古本配布会の開催
- ・個室の学習ルームの併設

子ども読書活動推進に関する意見

- ・学校での図書館、図書室の管理には限界がある。司書教諭、または司書の配置を希望する。また、貸し出しをデータ化して、カードの貸し出しでなく、二次元コード等を利用した貸し出しにしてほしい。
- ・子どもたちが読書活動に意欲的に取り組める手立てを共に考えて頂けるとうれしい。
- ・ビブリオバトルを行えたうと思う。校内で実施後、興味のある生徒は市内ビブリオバトルに参加できるなど単発に終わらない活動にしたい。その事前指導でも司書の力をお借りしたい。
- ・教育課程の中に読書活動を入れ込む時間が確保できない。
- ・調べものについては、ICTが主流になりつつある。
- ・電子書籍を含めた図書館活用についてどのような現況かを知りたい。

令和8年1月15日～2月10日 意見募集用

第二次いすみ市子ども読書活動推進計画
令和8年4月
発行 いすみ市教育委員会
編集 いすみ市教育委員会生涯学習課
〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1
電話 0470-62-2811

令和8年1月15日～2月10日 意見募集用